# 議案第12号

瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

上記の議案を提出する。

平成27年3月2日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

# (提案理由)

介護保険法(平成9年法律第123号)の改正に伴い、条例を改 正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例 第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第

12項 に改める。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、 同項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜 に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサー ビスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該 サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るもの とする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」を「第44条第6項」 に、「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所におい ては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に 規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指 定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、 同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改 める。

第16条中「。以下「指定介護予防支援等基準」という。」を削 る。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービ スの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定 に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の 表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、 「置いているときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同 項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防 | 指定認知症対応型共同生活介 | 介護職員 小規模多機能型居|護事業所、指定地域密着型特

宅介護事業所に中 欄に掲げる施設等 のいずれかが併設 されている場合	定施設、指定地域密着型介護 老人福祉施設又は指定介護療 養型医療施設(医療法(昭和 23年法律第205号)第7 条第2項第4号に規定する療 養病床を有する診療所である ものに限る。)	
当該指定介護予防	前項中欄に掲げる施設等、指	看護師又
小規模多機能型居	定居宅サービスの事業を行う	は准看護
宅介護事業所の同	事業所、指定定期巡回・随時	師
一敷地内に中欄に	対応型訪問介護看護事業所、	
掲げる施設等のい	指定認知症対応型通所介護事	
ずれかがある場合	業所、指定介護老人福祉施設	
	又は介護老人保健施設	

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「職務を含む。)」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第 1号中「15人(」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、 次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
2 8 人	17人
2 9 人	18人

第53条第2項中「前項の」を削る。

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第64条第2項第4号中「第53条第2項に規定する」を削る。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価 を受けて」を「行い、」に改める。

第67条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「瑞穂町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年条例第一号)第32条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「同条例第33条各号」に改める。

第70条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に 改める。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る 用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認めら れる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とするこ とができる。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37 条(第4項を除く。)、第38条」に改める。 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型 介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

新旧対照表 新 旧 目次 略 目次 略 第1章 略 第1章 略 第1条 略 第1条 略 (定義) (定義) 第2条 略 第2条 略 (1)地域密着型介護予防サービス事業者 法 (1)地域密着型介護予防サービス事業者 法 第8条の2第12項に規定する地域密着型介護 第8条の2第14項に規定する地域密着型介護 予防サービス事業を行う者をいう。 予防サービス事業を行う者をいう。 (2)から(6) 略 (2)から(6) 略 2 略 2 略 第3条 略 第3条 略 第2章 略 第2章 略 第1節 略 第1節 略 第2節 略 第2節 略 第1款 略 第1款 略 第5条及び第6条 略 第5条及び第6条 略 (設備及び備品等) (設備及び備品等) 第7条略 第7条 略 2及び3 略 2及び3 略 4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業者が第 1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護以外のサービスを提供する場合に 限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設 型指定介護予防認知症対応型通所介護事業 者に係る指定を行った町長に届け出るもの とする。 5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業者が単独型・併設型指定認知 症対応型通所介護事業者の指定を併せて受 け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認 知症対応型通所介護の事業と単独型・併設 型指定認知症対応型通所介護の事業とが同 一の事業所において一体的に運営されてい る場合については、指定地域密着型サービ ス基準条例第63条第1項から第3項までに規 定する設備に関する基準を満たすことをも って、第1項から第3項までに規定する基準 を満たしているものとみなすことができ る。

## 第2款 略

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業 所(指定地域密着型サービス基準条例第110 条第1項に規定する指定認知症対応型共同 生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しく は指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所(第71条第1項に規定する指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所をい う。次条において同じ。)の居間若しくは食 堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域 密着型サービス基準条例第129条第1項に規 定する指定地域密着型特定施設をいう。次 条及び第44条第6項において同じ。) 若しく は指定地域密着型介護老人福祉施設(指定 地域密着型サービス基準条例第150条第1項 に規定する指定地域密着型介護老人福祉施 設をいう。次条及び第44条第6項において同 じ。)の食堂若しくは共同生活室において、 これらの事業所又は施設の利用者、入居者 又は入所者とともに行う指定介護予防認知 症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予 防認知症対応型通所介護」という。)の事業 を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症 4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業者が単独型・併設型指定認知 症対応型通所介護事業者の指定を併せて受 け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認 知症対応型通所介護の事業と単独型・併設 型指定認知症対応型通所介護の事業とが同 一の事業所において一体的に運営されてい る場合については、指定地域密着型サービ ス基準条例第63条第1項から第3項までに規 定する設備に関する基準を満たすことをも って、<u>前3項</u>に規定する基準を満たしている ものとみなすことができる。

### 第2款 略

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業 所(指定地域密着型サービス基準条例第110 条第1項に規定する指定認知症対応型共同 生活介護事業所をいう。以下同じ。) 若しく は指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所(第71条第1項に規定する指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所をい う。次条において同じ。)の居間若しくは食 堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域 密着型サービス基準条例第129条第1項に規 定する指定地域密着型特定施設をいう。次 条及び第44条第6項第2号において同じ。) 若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設 (指定地域密着型サービス基準条例第150条 第1項に規定する指定地域密着型介護老人 福祉施設をいう。次条及び第44条第6項第3 号において同じ。)の食堂若しくは共同生活 室において、これらの事業所又は施設の利 用者、入居者又は入所者とともに行う指定 介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護」と いう。)の事業を行う者(以下「共用型指定

対応型通所介護事業者」という。)が当該事 業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、当該利用者、 当該入居者又は当該入所者の数と当該共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護の利 用者(当該共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者が共用型指定認知症対応 型诵所介護事業者(指定地域密着型サービ ス基準条例第64条第1項に規定する共用型 指定認知症対応型通所介護事業者をいう。 以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護の 事業と共用型指定認知症対応型通所介護 (同項に規定する共用型指定認知症対応型 通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同 一の事業所において一体的に運営されてい る場合にあっては、当該事業所における共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護又 は共用型指定認知症対応型通所介護の利用 者。次条において同じ。)の数を合計した数 について、第71条又は指定地域密着型サー ビス基準条例第110条、第130条若しくは第1 51条の規定を満たすために必要な数以上と する。

### 2 略

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所の利用定員(当該共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所にお いて同時に共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護の提供を受けることができる利 用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対 応型共同生活介護事業所又は指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所において は共同生活住居(法第8条第19項又は法第8 条の2第15項に規定する共同生活を営むべ 介護予防認知症対応型通所介護事業者」と いう。)が当該事業を行う事業所(以下「共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 業所」という。)に置くべき従業者の員数は、 当該利用者、当該入居者又は当該入所者の 数と当該共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護の利用者(当該共用型指定介護予 防認知症対応型通所介護事業者が共用型指 定認知症対応型通所介護事業者(指定地域 密着型サービス基準条例第64条第1項に規 定する共用型指定認知症対応型通所介護事 業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受 け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護の事業と共用型指定認知症対応 型通所介護(同項に規定する共用型指定認 知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合にあっては、当該事業 所における共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護又は共用型指定認知症対応型通 所介護の利用者。次条において同じ。)の数 を合計した数について、第71条又は指定地 域密着型サービス基準条例第110条、第130 条若しくは第151条の規定を満たすために 必要な数以上とする。

#### 2 略

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所の利用定員(当該共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護の提供を受けることができる利 用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対 応型共同生活介護事業所、指定介護予防認 知症対応型共同生活介護事業所、指定地域 密着型特定施設又は指定地域密着型介護老 人福祉施設\_\_\_\_\_ごとに1日当たり3人以下 き住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第 1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、 指定地域密着型サービス(法第42条の2第1 項に規定する指定地域密着型サービスをい う。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に 規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定 介護予防サービス(法第53条第1項に規定す る指定介護予防サービスをいう。)、指定地 域密着型介護予防サービス若しくは指定介 護予防支援(法第58条第1項に規定する指定 介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険 施設(法第8条第24項に規定する介護保険施 設をいう。) 若しくは指定介護療養型医療施 設(健康保険法等の一部を改正する法律(平 成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の 規定によりなおその効力を有するものとさ れた同法第26条の規定による改正前の法第 48条第1項第3号に規定する指定介護療養型 医療施設をいう。第44条第6項において同 じ。)の運営(第44条第7項において「指定居 宅サービス事業等」という。)について、3 年以上の経験を有する者でなければならな V 10

第10条 略

第3節 略

第11条から第15条 略

(心身の状況等の把握)

第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所 介護の提供に当たっては、利用者に係る介 護予防支援事業者が開催するサービス担当 者会議(指定介護予防支援等の事業の人員 とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第 1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、 指定地域密着型サービス(法第42条の2第1 項に規定する指定地域密着型サービスをい う。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に 規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定 介護予防サービス(法第53条第1項に規定す る指定介護予防サービスをいう。)、指定地 域密着型介護予防サービス若しくは指定介 護予防支援(法第58条第1項に規定する指定 介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険 施設(法第8条第24項に規定する介護保険施 設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施 設(健康保険法等の一部を改正する法律(平 成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の 規定によりなおその効力を有するものとさ れた同法第26条の規定による改正前の法第 48条第1項第3号に規定する指定介護療養型 医療施設をいう。第44条第6項第4号におい て同じ。)の運営(第44条第7項において「指 定居宅サービス事業等」という。)について、 3年以上の経験を有する者でなければなら ない。

第10条 略

第3節 略

第11条から第15条 略

(心身の状況等の把握)

第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所 介護の提供に当たっては、利用者に係る介 護予防支援事業者が開催するサービス担当 者会議(指定介護予防支援等の事業の人員 及び運営並びに指定介護予防支援等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準(平成18年厚生労働省令第37号

\_\_\_\_)第30条第9号に規定するサービス担当 者会議をいう。以下この章において同じ。) 等を通じて利用者の心身の状況、その置か れている環境、他の保健医療サービス又は 福祉サービスの利用状況等の把握に努めな ければならない。

第17条から第36条

(事故発生時の対応)

第37条 略

2及び3 略

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第38条から第40条 略

第4節 略

第3章 略

第1節 略

第2節 略

(従業者の員数等)

第44条 略

2から5 略

6 <u>次の表の左欄に掲げる</u>場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、<u>同表の中欄</u>に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、<u>同表の右欄に掲げる</u>当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、<u>同表の中</u>欄に掲げる施設等の職務に従事することが

及び運営並びに指定介護予防支援等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以 下「指定介護予防支援等基準」という。) 第30条第9号に規定するサービス担当者会 議をいう。以下この章において同じ。)等を 通じて利用者の心身の状況、その置かれて いる環境、他の保健医療サービス又は福祉 サービスの利用状況等の把握に努めなけれ ばならない。

第17条から第36条 略

(事故発生時の対応)

第37条 略

2及び3 略

第38条から第40条 略

第4節 略

第3章 略

第1節 略

第2節 略

(従業者の員数等)

第44条 略

2から5 略

6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、\_\_\_\_\_\_当該介護予防小規模多機能型居

できる。

当該指定 指定認知症対応型共 介護 職員 介護予防 同生活介護事業所、指 小規模多 定地域密着型特定施 機能型居 設、指定地域密着型介 宅介護事 護老人福祉施設又は 指定介護療養型医療 業所に中 欄に掲げ 施設(医療法(昭和23 る施設等 年法律第205号)第7条 第2項第4号に規定す のいずれ かが併設 る療養病床を有する されてい 診療所であるものに る場合 限る。) 当該指定 前項中欄に掲げる施 看護 介護予防 設等、指定居宅サービ 師又 スの事業を行う事業 小規模多 は准 機能型居 所、指定定期巡回・随 看護 時対応型訪問介護看 宅介護事 師 護事業所、指定認知症 業所の同 対応型通所介護事業 一敷地内 所、指定介護老人福祉 に中欄に 施設又は介護老人保 掲げる施 健施設 設等のい ずれかが ある場合

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所であって、指定居宅サービス事業等 宅介護従業者は、<u>当該各号</u>に掲げる施設等 の職務に従事することができる。

- (1)指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2)指定地域密着型特定施設
- (3)指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4)指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23 年法律第205号)第7条第2項第4号に規定す る療養病床を有する診療所であるものに限 る。)

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所であって、指定居宅サービス事業等

その他の保健医療又は福祉に関する事業に ついて3年以上の経験を有する指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定 看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定 地域密着型サービス基準条例第191条第1項 に規定する指定看護小規模多機能型居宅介 護事業者をいう。)により設置される当該指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所(同項に規定する指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所をいう。)であっ て、当該指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所に対して指定介護予防小規模多 機能型居宅介護の提供に係る支援を行うも の(以下「本体事業所」という。)との密接 な連携の下に運営されるものをいう。以下 同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当 たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業 者については、本体事業所の職員により当 該サテライト型指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に 行われると認められるときは、1人以上とす ることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所については、夜間及び深夜の時間帯を通 じて本体事業所において宿直勤務を行う介 護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は 看護小規模多機能型居宅介護従業者(指定 地域密着型サービス基準条例第191条第1項 に規定する看護小規模多機能型居宅介護従 業者をいう。)により当該サテライト型指定 介護予防小規模多機能型居宅介護等 業者の処遇が適切に行われると認められ るときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて 宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居 その他の保健医療又は福祉に関する事業に ついて3年以上の経験を有する指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定 複合型サービス事業者(指定地域密着型サ ービス基準条例第191条第1項に規定する指 定複合型サービス事業者をいう。)により設 置される当該指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サ ービス事業所(同項に規定する指定複合型 サービス事業所をいう。)であって、当該指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 に対して指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本 体事業所」という。)との密接な連携の下に 運営されるものをいう。以下同じ。)に置く べき訪問サービスの提供に当たる介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者について は、本体事業所の職員により当該サテライ 卜型指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所の登録者の処遇が適切に行われると 認められるときは、1人以上とすることがで きる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所については、夜間及び深夜の時間帯を通 じて本体事業所において宿直勤務を行う介 護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は 複合型サービス従業者(指定地域密着型サ ービス基準条例第191条第1項に規定する複 合型サービス従業者をいう。)により当該サ テライト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行わ れると認められるときは、夜間及び深夜の 時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小 規模多機能型居宅介護従業者を置かないこ 宅介護従業者を置かないことができる。

#### 9 略

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業者は、登録者に係る指定介護予防サービ ス等(法第8条の2第16項に規定する指定介 護予防サービス等をいう。以下同じ。)の利 用に係る計画及び介護予防小規模多機能型 居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支 援専門員を置かなければならない。ただし、 当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支 障がないときは、当該介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、 又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所に併設する第6項の表の当該指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中 欄に掲げる施設等のいずれかが併設されて いる場合の項の中欄に掲げる施設等の職務 に従事することができる。

### 11から13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事 する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所の管理上支障がないとき は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所の他の職務に従事し、又は当該 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所に併設する前条第6項の表の当該指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中 欄に掲げる施設等のいずれかが併設されて いる場合の項の中欄に掲げる施設等の職 務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サ ービス基準条例第6条第1項に規定する指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 とができる。

#### 9 略

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等(法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がないときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

### 11から13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事 する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所の管理上支障がないとき は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所の他の職務に従事し、又は当該 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所に併設する前条第6項各号に掲げる施設 等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡 回,随時対応型訪問介護看護事業所(指定地 域密着型サービス基準条例第6条第1項に規 定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当 該指定定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護 事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪

をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係 る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業者(指定地域密着型サービス基準条例 第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同 じ。)が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指 定地域密着型サービス基準条例第47条第1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業 者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業 者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準(平成11年厚生省令 第37号。以下「指定居宅サービス等基準」 という。)第5条第1項に規定する指定訪問介 護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問 看護事業者(指定居宅サービス等基準第60 条第1項に規定する指定訪問看護事業者を いう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一 体的な運営を行っているときは、これらの 事業に係る職務を含む。)若しくは法第115 条の45第1項に規定する介護予防・日常生活 支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1 号介護予防支援事業を除く。)に従事するこ とができるものとする。

#### 2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター(老人福祉法第2 0条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2 問介護看護事業者(指定地域密着型サービ ス基準条例第6条第1項に規定する指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をい う。以下同じ。)が、指定夜間対応型訪問介 護事業者(指定地域密着型サービス基準条 例第47条第1項に規定する指定夜間対応型 訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定 訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事 業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サー ビス等基準」という。)第5条第1項に規定す る指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。) 又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービ ス等基準第60条第1項に規定する指定訪問 看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併 せて受け、一体的な運営を行っているとき は、これらの事業に係る職務を含む。) に従事することができるものとする。

## 2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター(老人福祉法第2 0条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所\_\_\_\_、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であっ 項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

第46条 略

第3節 略

(登録定員及び利用定員)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所は、その登録定員(登録者の数(当 該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者 の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防 小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規 模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業 所において一体的に運営されている場合に あっては、登録者の数及び指定地域密着型 サービス基準条例第82条第1項に規定する 登録者の数の合計数)の上限をいう。以下こ の章において同じ。)を29人(サテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所にあっては、18人)以下とする。

#### 2 略

(1)通いサービス 登録定員の2分の1から15 人(登録定員が25人を超える指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所にあって は、登録定員に応じて、次の表に定める利 用定員、サテライト型指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所にあっては、12人) まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	<u>17人</u>
29人	18人

(2) 略

第48条 略

て、厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

第46条 略

第3節 略

(登録定員及び利用定員)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を25人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。

#### 2 略

(1)通いサービス 登録定員の2分の1から15 人(\_\_\_\_サテライト型指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所にあっては、12 人)まで

(2) 略

第48条 略

第4節 略

第49条から第52条 略

(身体的拘束等の禁止)

第53条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、\_\_\_\_\_身体的拘束等を行うときは、 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

### 第54条から第62条 略

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、可能な限り利用者がその居宅 において生活を継続できるよう支援するこ とを前提としつつ、利用者が<u>第44条第6項</u>に 掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望 したときは、円滑にそれらの施設へ入所等 が行えるよう必要な措置を講ずるよう努め るものとする。

(記録の整備)

第64条 略

- 2 略
- (1)から(3) 略
- (4) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5)から(8) 略

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第2 3条、第24条、第26条、第28条<u>第31条から</u> 第36条まで、第37条(第4項を除く。)及び第 38条の規定は、指定介護予防小規模多機能 型居宅介護の事業について準用する。この 場合において、第11条第1項中「第27条に規 定する運営規程」とあるのは「第57条に規 定する重要事項に関する規程」と、「介護 第4節 略

第49条から第52条 略

(身体的拘束等の禁止)

第53条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行うときは、 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 しなければならない。

第54条から第62条 略

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、可能な限り利用者がその居宅 において生活を継続できるよう支援するこ とを前提としつつ、利用者が<u>第44条第6項各</u> 号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を 希望したときは、円滑にそれらの施設へ入 所等が行えるよう必要な措置を講ずるよう 努めるものとする。

(記録の整備)

第64条 略

- 2 略
- (1)から(3) 略
- (4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5)から(8) 略

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第2 3条、第24条、第26条、第28条及び第31条から第38条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」 予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

#### 第5節 略

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 基本取扱方針)

#### 第66条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を<u>行い、</u> それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

## 3から5 略

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 具体的取扱方針)

## 第67条 略

- (1) 略
- (2)介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて瑞穂町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年条例第一号)第32条各号に掲げる具体的取扱方針及び同条例第33条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。

(3)から(15) 略

第68条及び第69条 略

とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅 介護従業者」と、第26条第2項中「この節」 とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3 項及び第32条中「介護予防認知症対応型通 所介護従業者」とあるのは「介護予防小規 模多機能型居宅介護従業者」と読み替える ものとする。

#### 第5節 略

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 基本取扱方針)

#### 第66条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を<u>行うと</u>ともに、定期的に外部の者による評価を受けてそれらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

#### 3から5 略

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 具体的取扱方針)

## 第67条 略

- (1) 略
- (2)介護支援専門員は、前号に規定する利用者 の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて 指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げ る具体的取組方針及び指定介護予防支援等 基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、 指定介護予防サービス等の利用に係る計画 を作成するものとする。

(3)から(15) 略

第68条及び第69条 略

第4章 略

第1節 略

第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 略

第3節 略

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業所は、共同生活住居を有するもの とし、その数は1又は2とする。<u>ただし、指</u> 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所に係る用地の確保が困難であることその 他地域の実情により指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業所の効率的運営に必 要と認められる場合は、1の事業所における 共同生活住居の数を3とすることができる。

2から7 略

第4節 略

第75条から第85条 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、 第23条、第24条、第26条、第31条から第34 条まで、<u>第36条、第37条(第4項を除く。)、</u> <u>第38条</u>、第56条、第59条、第61条及び第62 条の規定は、指定介護予防認知症対応型共 同生活介護の事業について準用する。この 第4章 略

第1節 略

第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 略

第3節 略

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業所は、共同生活住居を有するもの とし、その数は1又は2とする。

2から7 略

第4節 略

第75条から第85条 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、 第23条、第24条、第26条、第31条から第34 条まで、<u>第36条から第38条まで</u>、第56条、 第59条、第61条及び第62条の規定は、指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業 について準用する。この場合において、第1

場合において、第11条第1項中「第27条に規 定する運営規程」とあるのは「第80条に規 定する重要事項に関する規程」と、「介護 予防認知症対応型通所介護従業者」とある のは「介護従業者」と、第26条第2項中「こ の節」とあるのは「第4章第4節」と、第32 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業 者」とあるのは「介護従業者」と、第56条 中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業 者」とあるのは「介護従業者」と、第59条 中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業者」とあるのは「指定介護予防認知症 対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1 項中「介護予防小規模多機能型居宅介護に ついて知見を有する者」とあるのは「介護 予防認知症対応型共同生活介護について知 見を有する者」と、「通いサービス及び宿 泊サービスの提供回数等の活動状況」とあ るのは「活動状況」と読み替えるものとす る。

第5節 略

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

1条第1項中「第27条に規定する運営規程」 とあるのは「第80条に規定する重要事項に 関する規程」と、「介護予防認知症対応型 通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」 と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第 4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症 対応型通所介護従業者」とあるのは「介護 従業者」と、第56条中「介護予防小規模多 機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護 従業者」と、第59条中「指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多 機能型居宅介護について知見を有する者」 とあるのは「介護予防認知症対応型共同生 活介護について知見を有する者」と、「通 いサービス及び宿泊サービスの提供回数等 の活動状況」とあるのは「活動状況」と読 み替えるものとする。

第5節 略